

第128期 中間決算公告

平成23年12月16日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 氏家照彦

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	575,869	預 金	6,174,914
コ ー ル ロ ー ン	117,812	譲 渡 性 預 金	316,260
買 入 金 銭 債 権	17,519	コ ー ル マ ネ ー	11,497
商 品 有 価 証 券	27,843	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	755
金 銭 の 信 託	43,624	借 用 金	5,171
有 価 証 券	2,519,648	外 国 為 替	96
貸 出 金	3,582,904	そ の 他 負 債	48,784
外 国 為 替	2,846	未 払 法 人 税 等	3,071
そ の 他 資 産	19,276	リ ー ス 債 務	1,018
有 形 固 定 資 産	35,324	資 産 除 去 債 務	620
無 形 固 定 資 産	348	そ の 他 の 負 債	44,073
繰 延 税 金 資 産	44,768	退 職 給 付 引 当 金	42,612
支 払 承 諾 見 返	25,583	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	217
貸 倒 引 当 金	△ 99,259	偶 発 損 失 引 当 金	1,408
		災 害 損 失 引 当 金	488
		支 払 承 諾	25,583
		負 債 の 部 合 計	6,627,789
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,841
		資 本 準 備 金	7,835
		そ の 他 資 本 剰 余 金	6
		利 益 剰 余 金	248,887
		利 益 準 備 金	24,658
		そ の 他 利 益 剰 余 金	224,229
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	757
		別 途 積 立 金	218,805
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,666
		自 己 株 式	△ 4,641
		株 主 資 本 合 計	276,746
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,621
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 346
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,274
		新 株 予 約 権	301
		純 資 産 の 部 合 計	286,322
資 産 の 部 合 計	6,914,112	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,914,112

中間損益計算書 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		49,703
資金運用収益	38,856	
(うち貸出金利息)	(26,584)	
(うち有価証券利息配当金)	(11,818)	
役務取引等収益	7,514	
その他業務収益	1,294	
その他経常収益	2,038	
経 常 費 用		44,266
資金調達費用	2,462	
(うち預金利息)	(1,861)	
役務取引等費用	2,924	
その他業務費用	299	
営業経費	29,822	
その他経常費用	8,756	
経 常 利 益		5,437
特 別 利 益		50
特 別 損 失		1,018
税引前中間純利益		4,469
法人税、住民税及び事業税	3,204	
法人税等調整額	△ 739	
法人税等合計		2,465
中 間 純 利 益		2,004

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～31年

そ の 他 4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(追加情報)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者（以下「罹災地域の債務者」という。）に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,262百万円を計上しております。

- (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 発生時に一括費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は16,126百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間期末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(5) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間期末において合理的に見積った額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 92 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,560百万円、延滞債権額は115,382百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,069百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,675百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は163,687百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(追加情報)

- 「重要な会計方針 5. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記2. から5. に掲げる債権額が増加する可能性があります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。
 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	223,711 百万円
その他資産	141 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	56,250 百万円
債券貸借取引受入担保金	755 百万円
借入金	5,000 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は67百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,514,438百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,494,275百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 72,654 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。

11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）11.36%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,077百万円、債権売却損500百万円及び株式等償却2,237百万円を含んでおります。

2. 当中間期において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895百万円（土地526百万円、建物232百万円、その他の有形固定資産等136百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（有価証券関係）

1. 子会社・子法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	92
合 計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	41,709	23,230	18,478
	債券	1,998,688	1,961,909	36,779
	国債	1,110,185	1,091,106	19,078
	地方債	93,158	91,296	1,862
	社債	795,344	779,506	15,838
	その他	59,424	58,503	920
	小 計	2,099,822	2,043,644	56,178
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	33,412	40,028	△ 6,615
	債券	175,574	177,537	△ 1,963
	国債	102,879	102,978	△ 98
	地方債	3,049	3,051	△ 1
	社債	69,645	71,508	△ 1,862
	その他	207,461	236,412	△ 28,950
	小 計	416,448	453,978	△ 37,529
合 計		2,516,271	2,497,622	18,648

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,051
組合出資金	233
合 計	3,284

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は2,323百万円（うち、株式2,103百万円、その他220百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	18,774	21,795	△ 3,020	—	3,020

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間期における減損処理額は705百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50% (一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%) 以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	38,390	百万円
退職給付引当金	17,245	
減価償却	7,102	
有価証券償却	2,168	
その他	5,391	
繰延税金資産小計	70,299	
評価性引当額	△ 19,000	
繰延税金資産合計	51,299	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 6,007	
固定資産圧縮積立金	△ 513	
その他	△ 9	
繰延税金負債合計	△ 6,530	
繰延税金資産の純額	44,768	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	765円22銭
1株当たり中間純利益金額	5円36銭

(後発事象)

当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分（過去分）返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。

当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）にもとづき、当事業年度中に代行部分（過去分）返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。

第128期 中間決算公告

平成23年12月16日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 氏家照彦

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	576,070	預 金	6,171,689
コールローン及び買入手形	117,812	譲 渡 性 預 金	316,060
買 入 金 銭 債 権	17,519	コールマネー及び売渡手形	11,497
商 品 有 価 証 券	27,843	債券貸借取引受入担保金	755
金 銭 の 信 託	43,624	借 用 金	15,594
有 価 証 券	2,530,964	外 国 為 替	96
貸 出 金	3,573,732	そ の 他 負 債	60,214
外 国 為 替	2,846	退 職 給 付 引 当 金	43,010
リース債権及びリース投資資産	20,452	役員退職慰労引当金	63
そ の 他 資 産	32,149	睡眠預金払戻損失引当金	217
有 形 固 定 資 産	35,874	偶 発 損 失 引 当 金	1,408
無 形 固 定 資 産	740	災 害 損 失 引 当 金	496
繰 延 税 金 資 産	49,114	支 払 承 諾	25,583
支 払 承 諾 見 返	25,583	負 債 の 部 合 計	6,646,688
貸 倒 引 当 金	△ 112,057	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,841
		利 益 剰 余 金	250,187
		自 己 株 式	△ 4,615
		株 主 資 本 合 計	278,072
		その他有価証券評価差額金	9,627
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 346
		その他の包括利益累計額合計	9,281
		新 株 予 約 権	301
		少 数 株 主 持 分	7,929
		純 資 産 の 部 合 計	295,584
資 産 の 部 合 計	6,942,272	負債及び純資産の部合計	6,942,272

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		59,144
資金運用収益	39,055	
(うち貸出金利息)	(26,737)	
(うち有価証券利息配当金)	(11,865)	
役務取引等収益	7,991	
その他業務収益	10,145	
その他経常収益	1,951	
経 常 費 用		54,089
資金調達費用	2,499	
(うち預金利息)	(1,860)	
役務取引等費用	2,581	
その他業務費用	7,617	
営業経費	30,385	
その他経常費用	11,005	
経 常 利 益		5,055
特 別 利 益		50
特 別 損 失		1,019
税金等調整前中間純利益		4,086
法人税、住民税及び事業税	3,843	
法人税等調整額	△ 1,026	
法人税等合計		2,817
少数株主損益調整前 中間純利益		1,269
少数株主損失		727
中 間 純 利 益		1,996

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社

七十七スタッフサービス株式会社

七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

七十七コンピューターサービス株式会社

株式会社七十七カード

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～31年

そ の 他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者（以下「罹災地域の債務者」という。）に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,770百万円を計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 発生時に一括費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は16,126百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間連結会計期間末において合理的に見積った額を計上しております。

- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) リース取引の処理方法
借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
 - (イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。
 - (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (14) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,373百万円、延滞債権額は117,739百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,069百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,725百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,908百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(追加情報)

「2. 会計処理基準に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記1. から4. に掲げる債権額が増加する可能性があります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	223,711 百万円
その他資産	141 百万円
リース投資資産	60 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	56,250 百万円
債券貸借取引受入担保金	755 百万円
借入金	5,030 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は99百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,553,769百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,533,606百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 75,427 百万円

9. 借入金には、リース投資資産9,081百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金7,568百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 11.57%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額7,304百万円、債権売却損502百万円及び株式等償却2,237百万円を含んでおります。

2. 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895百万円(土地526百万円、建物232百万円、その他の有形固定資産等136百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割引いて、それぞれ算定しております。

3. 中間包括利益の金額は△9,534百万円であります。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	576,070	576,070	—
(2) コールローン及び買入手形	117,812	117,812	—
(3) 有価証券	2,527,632	2,527,728	95
満期保有目的の債券	11,210	11,306	95
その他有価証券	2,516,422	2,516,422	—
(4) 貸出金	3,573,732		
貸倒引当金(※)	△ 106,224		
	3,467,507	3,528,506	60,998
資産計	6,689,023	6,750,117	61,093
(1) 預金	6,171,689	6,177,655	5,965
(2) 譲渡性預金	316,060	316,060	—
(3) コールマネー及び売渡手形	11,497	11,497	—
負債計	6,499,246	6,505,212	5,965

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー（クーポン、元本償還額、保証料）を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当中間連結会計期間末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は6,422百万円、その他有価証券評価差額金は3,815百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は2,607百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性

に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド（経費率を含む）を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※1）(※2)	3,098
② 組合出資金（※3）	233
合 計	3,331

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について133百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,307	5,361	54
	地方債	4,899	4,943	43
	小 計	10,207	10,304	97
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,003	1,001	△ 1
	地方債	—	—	—
	小 計	1,003	1,001	△ 1
合 計		11,210	11,306	95

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	41,860	23,267	18,592
	債券	1,998,688	1,961,909	36,779
	国債	1,110,185	1,091,106	19,078
	地方債	93,158	91,296	1,862
	社債	795,344	779,506	15,838
	その他	59,424	58,503	920
	小 計	2,099,973	2,043,680	56,292
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	33,412	40,028	△ 6,615
	債券	175,574	177,537	△ 1,963
	国債	102,879	102,978	△ 98
	地方債	3,049	3,051	△ 1
	社債	69,645	71,508	△ 1,862
	その他	207,461	236,412	△ 28,950
	小 計	416,448	453,978	△ 37,529
合 計		2,516,422	2,497,659	18,763

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,323百万円（うち、株式2,103百万円、その他220百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	18,774	21,795	△ 3,020	—	3,020

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は705百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50% (一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%) 以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	768円79銭
1株当たり中間純利益金額	5円34銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	5円33銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 76百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 498,900株
付与日	平成23年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年8月2日～平成48年8月1日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	317円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たり換算して記載しております。

(後発事象)

当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分（過去分）返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。

当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）にもとづき、当連結会計年度中に代行部分（過去分）返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。